

旭川医科大学国際交流推進センター規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学国際交流推進センター規程の一部を改正する規程

旭川医科大学国際交流推進センター規程（令和 5 年旭医大達第 6 号）の一部について，下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は，改正箇所を示す。

改正後	現行
（趣旨） 第 1 条 この規程は，国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則（平成 16 年旭医大達第 148 号）第 24 条第 2 項の規定に基づき，旭川医科大学国際交流推進センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について定めるものとする。 （略） <u>附 則</u> <u>この規程は，令和5年4月18日から施行し，改正後の第1条の規定は，令和5年4月1日から適用する。</u> 【改正理由】 国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則の改正に伴い，所要の改正を行うものである。	（趣旨） 第 1 条 この規程は，国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則（平成 16 年旭医大達第 148 号）第 24 条の 9 第 2 項の規定に基づき，旭川医科大学国際交流推進センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について定めるものとする。 （略）